

〈添付書類 1 発明概要記入例〉

「添付書類 1 発明概要」の様式は Word 形式の入力フォームで作成しています。文書は保護されていますので、入力欄以外の部分は編集出来ません。

本様式は、必要事項を記入の上、JST 電子公募システムの申請画面より「添付ファイル」として提出して下さい。

電子公募システムを利用した申請については、JST ホームページ (http://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_02shinsei.html) をご覧下さい。

提出された内容は、電子データとして利用しますので、文字フォントや改ページ位置等の体裁は気にせず提出下さい

<p>申請 添付書類 1</p> <p>JST 使用欄</p> <p>知財 FS 型 (外国特許出願支援) 発明概要 (申請の際は必ず記入し添付して下さい)</p> <p>※本様式は、大学知財担当者に作成頂くことを想定しておりますので、必要に応じ、申請担当者にお問い合わせをさせて頂く場合がございます。</p> <p>申請の種類を選択して下さい</p> <p>申請の種類 <input type="text" value="PCT又はパリルート出願前の新規申請【PCT新規】"/></p> <p>申請案件の基礎出願番号(指定国移行申請の場合は PCT 出願番号)を記載して下さい</p> <p>基礎出願番号 <input type="text" value="2014-000000"/></p> <p>※ 基礎出願が複数ある場合は、最初の基礎出願番号のみ記載して下さい。</p> <p>1. 発明の内容</p> <p>発明の内容 <input type="text" value="この欄には発明の概略を記載して下さい(必須)。本発明は、レーザーパルス照射によって生体組織が熱的あるいは光化学的に分解し瞬時に蒸発するブルーム(蒸気状超微物質)の発光スペクトル分析を行うことにより、生体組織の組成分析あるいは正常部と病変部の識別を行うものである。"/></p> <p>JST 重点分野(※) <input type="text" value="社会技術・社会基盤"/></p> <p>※ JST 重点分野 該当する分野を 1 つ選んで下さい。分類の詳細については、募集のご案内の別表を参照下さい。</p> <p>2. 申請前調査結果</p> <p>【発明者が出願前に発表した最も近似する技術】最大 4 技術を記載して下さい</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特許出願(出願日)、論文等(発表日)</th> <th>本発明との差異、本発明の優位性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「ブルーム発光スペクトル分析診断法(2009/10/01) 学会誌「レーザー学会 10月号」P23</td> <td>左記の発表ではレーザーパルス照射によるブルームの発光スペクトル分析を行うことにより生体組織の組成分析が可能であることを示した。本発明は、左記の発表と異なり、ナノ秒オーダーのマルチチャンネル分光器を用いることで従来困難であった長い測定時間と試料の損傷を克服し、生体資料に含まれる微量元素の高感度測定を可能とした点に優位性がある。</td> </tr> <tr> <td>特開 2006-234567 (2006/10/01) 「ブルーム発光スペクトル分析診断法」</td> <td>上記と同様の内容を発表前に出願したものである。</td> </tr> <tr> <td>「ナノ秒時間ゲート分光診断方法」(2006/12/01) 第12回 日本〇〇学会「ナノ秒時間ゲート分光診断装置」発表論文</td> <td>本発明の構成要件をほぼ全て発表したものである。ただし、本発明の基礎出願 2 件とも、左記発表論文について 30 条を適用している。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【他者の公知技術・従来技術 調査結果】重要なものから最大 4 技術を記載して下さい</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特許出願(出願日)、文献等 (同一の技術・製造法等に関するものは、まとめて記載して下さい)</th> <th>本発明との差異、本発明の優位性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・特開 2006-345678 (2006/03/01)</td> <td>左記の文献ではエネルギー線吸収法を応用した診断装置が示されている。本発明では、左記の文献とブルームの発光スペクトル分析を行う点が異なる。これにより、左記文献に記載された発明に比較して高感度測定を可能とした点に優位性がある。</td> </tr> <tr> <td>・「レーザーメス」(2006/08/01 〇〇社刊) ・「レーザー学会月刊誌」(2006/07/01、著者〇〇〇)</td> <td>左記の文献はレーザーを生体に応用しているが、生体組織の切開や削除にのみ適用されるものである。本発明では、生体資料に含まれる微量元素の高感度測定を可能とし、生体組織の組成分析あるいは正常部と病変部の識別を行う点で格段に進歩している。</td> </tr> </tbody> </table>		特許出願(出願日)、論文等(発表日)	本発明との差異、本発明の優位性	「ブルーム発光スペクトル分析診断法(2009/10/01) 学会誌「レーザー学会 10月号」P23	左記の発表ではレーザーパルス照射によるブルームの発光スペクトル分析を行うことにより生体組織の組成分析が可能であることを示した。本発明は、左記の発表と異なり、ナノ秒オーダーのマルチチャンネル分光器を用いることで従来困難であった長い測定時間と試料の損傷を克服し、生体資料に含まれる微量元素の高感度測定を可能とした点に優位性がある。	特開 2006-234567 (2006/10/01) 「ブルーム発光スペクトル分析診断法」	上記と同様の内容を発表前に出願したものである。	「ナノ秒時間ゲート分光診断方法」(2006/12/01) 第12回 日本〇〇学会「ナノ秒時間ゲート分光診断装置」発表論文	本発明の構成要件をほぼ全て発表したものである。ただし、本発明の基礎出願 2 件とも、左記発表論文について 30 条を適用している。	特許出願(出願日)、文献等 (同一の技術・製造法等に関するものは、まとめて記載して下さい)	本発明との差異、本発明の優位性	・特開 2006-345678 (2006/03/01)	左記の文献ではエネルギー線吸収法を応用した診断装置が示されている。本発明では、左記の文献とブルームの発光スペクトル分析を行う点が異なる。これにより、左記文献に記載された発明に比較して高感度測定を可能とした点に優位性がある。	・「レーザーメス」(2006/08/01 〇〇社刊) ・「レーザー学会月刊誌」(2006/07/01、著者〇〇〇)	左記の文献はレーザーを生体に応用しているが、生体組織の切開や削除にのみ適用されるものである。本発明では、生体資料に含まれる微量元素の高感度測定を可能とし、生体組織の組成分析あるいは正常部と病変部の識別を行う点で格段に進歩している。	<p>「要記入」欄に選択した「申請の種類」が表示されている場合、その項目は入力必須です。</p> <p>0 申請の種類を選択して下さい。</p> <p>1 基礎出願の出願番号(複数ある場合は最初の基礎出願番号)を記載して下さい。(例: 2014-000000) 指定国移行申請(新規・継続)の場合は、PCT 出願番号を記載して下さい。(例: PCT/JP2014/000000)</p> <p>2 該当分野を選択して下さい</p> <p>3 新規申請(PCT 新規、移行から新規)の場合、必ず記入して下さい。申請前調査が行われていない場合、受理できないことがあります。出願前の発表が無い場合は、出願後でも構いませんので、発明者自身の最も関連の深い論文等を記載して下さい。</p> <p>4 非特許文献は、必ず添付して下さい。書籍等の場合は、該当箇所のコピーで可です。</p>
特許出願(出願日)、論文等(発表日)	本発明との差異、本発明の優位性															
「ブルーム発光スペクトル分析診断法(2009/10/01) 学会誌「レーザー学会 10月号」P23	左記の発表ではレーザーパルス照射によるブルームの発光スペクトル分析を行うことにより生体組織の組成分析が可能であることを示した。本発明は、左記の発表と異なり、ナノ秒オーダーのマルチチャンネル分光器を用いることで従来困難であった長い測定時間と試料の損傷を克服し、生体資料に含まれる微量元素の高感度測定を可能とした点に優位性がある。															
特開 2006-234567 (2006/10/01) 「ブルーム発光スペクトル分析診断法」	上記と同様の内容を発表前に出願したものである。															
「ナノ秒時間ゲート分光診断方法」(2006/12/01) 第12回 日本〇〇学会「ナノ秒時間ゲート分光診断装置」発表論文	本発明の構成要件をほぼ全て発表したものである。ただし、本発明の基礎出願 2 件とも、左記発表論文について 30 条を適用している。															
特許出願(出願日)、文献等 (同一の技術・製造法等に関するものは、まとめて記載して下さい)	本発明との差異、本発明の優位性															
・特開 2006-345678 (2006/03/01)	左記の文献ではエネルギー線吸収法を応用した診断装置が示されている。本発明では、左記の文献とブルームの発光スペクトル分析を行う点が異なる。これにより、左記文献に記載された発明に比較して高感度測定を可能とした点に優位性がある。															
・「レーザーメス」(2006/08/01 〇〇社刊) ・「レーザー学会月刊誌」(2006/07/01、著者〇〇〇)	左記の文献はレーザーを生体に応用しているが、生体組織の切開や削除にのみ適用されるものである。本発明では、生体資料に含まれる微量元素の高感度測定を可能とし、生体組織の組成分析あるいは正常部と病変部の識別を行う点で格段に進歩している。															

申請 添付書類 1

データベース:	IPDL, PATUS, USPTO, Google	検索期間:	1990~2013/04/01
キーワード:	IPDL: 公報テキスト検索:(レーザー+ブルーム)*(発光+スペクトル) PATUS: FK=レーザー, 生体組織, ブルーム, スペクトル分析 USPTO: SPEC/"Laser", "Spectrum" "Flume" Google: レーザー, 生体組織, ブルーム, スペクトル分析, ナノ秒		

【JST 特許主任調査員による申請前の先行技術調査の有無】
 申請前に JST 各特許化支援事務所の特許主任調査員による先行文献調査や発明相談等を受けている場合は記入下さい
 要記入: **PCT 新案** **移行から新案** **特許支援**

JST 特許主任調査員による申請前の先行技術調査の有無 **あり** 担当した特許主任調査員 特許主任調査員

3. 有用性

要記入: **PCT 新案** **移行から新案** **特許支援**

有用性 (発明の効果、実験データ等) 本発明は、生体組織の切開・除去のみ利用されてきたレーザーアブレーション(蒸散)を診断に応用しようとする独創的なものである。生体試料に含まれる微量元素の計測において従来技術に比べて約100倍(100mg/kg 級)の高感度計測を達成するものである。経や爪に含まれるカルシウム量を測定し、その値から骨に含まれるカルシウム量を推定し、骨粗鬆症等のスクリーニング等の診断に応用できる。●●●のスクリーニング等の診断には、従来より●●●の●●●を測定することで●●●量を推定する手法があるが、本発明によれば●●●による●●●の効果が発現し●●●が実現できることに優位性がある。

書ききれない場合や図面等を伴う説明資料がある場合は、自由様式で追加資料を別途添付して下さい。
 追加資料の有無 **なし** 追加資料ファイル名

【応用分野】有望なものから最大 4 分野を記載して下さい 要記入: **PCT 新案** **移行から新案** **特許支援**

主な具体的応用分野	開発の進捗	技術の完成度
当該方法を利用した骨粗鬆症の診断機器	展開中	試作済。社(米国)と共同開発中。試作機はほぼ完成しているが、さらに臨床データを取得する必要がある
当該方法を利用した骨粗鬆症等の治療薬開発	想定段階	本発明が治療薬開発のツールに適用可能であると想定している。実験上は基本技術となりうる事が確認できている。
	(選択して下さい)	
	(選択して下さい)	

4. 外国出願の必要性、出願希望国とライセンス活動・市場規模等の状況 要記入: **PCT 新案** **移行から新案** **特許支援**

外国出願の必要性 (国内出願のみでは不足し、国境の支援を受け外国出願を行うことの必要性) ●●●については、●●●国や●●●国では●●●が盛んであり●●●台規模の潜在ユーザーが想定されている。共同開発中の企業は、主要市場として●●●国や●●●国を想定しており ●●●の開発を本格的に実施するためには、●●●国、●●●国での知財確保が最重要事項として挙げられている。また、類似技術である●●●を保有している●●●社も関連製品開発を強化しており、日本企業の強みである●●●技術を世界で先駆けて開発を進め製品化に結びつけるよう、●●●国、●●●国、●●●国での早期権利確保が必要と考えられる。

【活動が無い場合も必ず記入して下さい】
 【指定国移行段階の申請】 支援を希望する上位 8 カ国(希望が 8 カ国に満たない場合は全ての国)について記載して下さい
 【パリ条約の申請】 同上
 【PCT 出願前の申請】 基礎出願に対する活動について記入し、既に海外へ活動を開始した場合も適宜記入して下さい

希望順	国名	活動状況(※)	契約企業又は、ライセンスの想定企業	ライセンス計画・事業展開計画、予定時期、市場規模等(希望国が8カ国を超える場合は、この欄に国名と希望順を記載して下さい)
1	米国	2	biotech 社(米国)	biotech 社とは骨粗鬆症の診断機器を共同開発しており、既に2011年4月に実施許諾契約を締結済みである。
2	EP(ドイツ)	3	biomaterial 社(ドイツ)	また biomaterial 社とも共同開発を目指し、共同研究契約の締結に向け条件交渉中。
3	EP(英国)	4		さらに、企業は特定していないが、それ以外の各国でも技術移転活動を展開中である
4	EP(フランス)	1		
5	EP(スイス)	4		
6	EP(イタリア)	4		(その他希望国)
7	中国	4		9 オーストラリア 10 ロシア

5 検索したデータベース名、検索期間、キーワードを記入して下さい。

6 申請前に JST 知的財産戦略センターに先行文献調査を依頼した場合は、担当した特許主任調査員の名前を記入して下さい。

7 発明の効果など、有用性について記載して下さい。

8 図面等を使用した説明資料がある場合は「あり」を選択し、追加資料のファイル名を記入の上、申請時に併せて提出して下さい。

9 特定企業とのライセンス交渉が進捗し、具体的な製品開発が進んでいる場合は「展開中」現段階では実施企業の候補が無い場合は、「想定段階」と区分して下さい。

10 希望順位の上位 8 カ国について記入して下さい。希望国は 8 カ国に満たなくても構いません。希望国が 9 カ国以上の場合、「ライセンス計画・事業展開計画・・・」の欄に記入下さい。

11 契約企業又は交渉先について、相手先名と国籍を記入して下さい。具体的な企業名を伏せても構いませんが、相手先の所属国については、情報提供をお願いします。現地企業に対するライセンス活動だけでなく、日本企業との共同事業により当該国での事業展開が見込まれる場合も記入して下さい。

8 韓国	11 インド
市場性調査の結果がある場合は、調査結果について自由様式で追加資料を別途添付して下さい	
別添の市場性調査の有無	なし
別添資料ファイル名	
※ 活動状況 1: 現に実施料等収入がある 2: ライセンス契約がある 3: 特定企業と交渉中 4: 不特定企業に活動中 5: 活動していない	

5. 国内出願後(またはPCT出願後)の研究・開発進展状況 **要記入: PCT新規 移行から新規 継続支援**

出願後の研究・開発の継続	主に企業側で研究・開発共同研究・共同開発を含むを継続している
出願後の成果	重要な追加データが取得された、又は開発上の大きな進展がある
新たに取得されたデータ、実用化に向けた新展開等	Biotech社(米)と、骨粗鬆症の診断機器を共同開発し試作器が完成した。現在は、2014年12月の製品化へ向けて開発を継続し、引き続き臨床データを取得している。 (PCT出願前の申請では、国内優先権主張出願の予定の有無とその出願時期も記入して下さい)

6. JST等、他事業の利用希望 **要記入: PCT新規 移行から新規 継続支援**

JSTのJ-STOREへの掲載	出願公開・国際公開前から掲載を希望	JSTが実施する他の大学支援事業等への情報提供	希望する
希望される場合、今後、他の支援事業について、別途担当課より本件に関するご案内をさせて頂く場合があります			
文部科学省「大学発新産業創出拠点プロジェクト」の公募情報の提供を希望する	希望する		
希望される場合は、同事業担当部門より公募情報について、ご連絡させていただきます。 ※「大学発新産業創出拠点プロジェクト」 http://www.jst.go.jp/start/			

7. 知財ファンド(LSIP等)の利用希望 **要記入: PCT新規 移行から新規 継続支援**

本件がJSTの知財審査委員会での不採択となった場合、株式会社産業革新機構の出資する知財ファンド(LSIP等)に有償譲渡できる場合があります。不採択となった場合、ご希望によりJSTからLSIPファンド運営合同会社等に、基礎出願の出願番号、発明の名称、申請機関名、申請担当者連絡先等を伝えます。

不採択後のLSIPファンド運営合同会社等への情報提供	希望する
詳細については、下記HPまたは下記連絡先までお問い合わせ下さい。 http://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_03etc.html http://www.ipsn.co.jp/bundling.html (連絡先: info@ipsn.co.jp)	

8. その他 **要記入: PCT新規 移行から新規 継続支援**

他のJST公募事業・助成金利用の有無	利用している	JST事業名	A-STEP(ハイスク挑戦タイプ)
		応募年度(西暦)	2011年
		採択状況	採択
本発明が、認定特許群に該当する場合、特許群番号を入力下さい。(該当する場合、最新のロードマップを添付下さい)	特許群に該当する	該当する特許群番号(G00-0000)	G12-0000
その他特記事項・アピール事項等			

9. 国際調査機関の否定的見解への対応 **要記入: 移行から新規 継続支援**

否定的見解への対応	一部請求項が否定され国際予備審査を請求した。国際予備報告を待って調査・審議を希望する
否定的見解への対応に関する補足	請求項2~5の進歩性に否定的な見解が出ている。しかし、答弁書による審査官への反論、および34条補正を行った上で、予備審査請求をしておき、同見解は解消されると考えている。
国際調査報告書 第四欄「国際出願に対する意見」への対応(審査官の意見が付けられている場合は、対応について必ず記載して下さい)	請求項1に記載される化合物についてサポート要件を満たさない旨の意見が付けられている。しかし、各国審査段階で明細書の実施例2のデータを主張し、反論することで、同意見は解消されると考えている。
否定的見解への対応と受理の基準に関する詳細は、募集要項を参照して下さい	

12 国内出願またはPCT出願を行ってから、現在までの研究・開発の成果の有無について記入して下さい。継続支援の審議では、PCT採択時以降の進展が考慮されませんので、状況について詳しく記入して下さい。

13 「希望する」を選択した場合、本制度よりJST他事業の担当課に情報提供を行い、後日、担当課より事業のご案内等をお送りする場合があります。本項目の選択により他事業への応募・申請等を省略できるものではありませんのでご注意ください。

14 「公募情報の提供を希望する」を選択した場合、「大学発新産業創出拠点プロジェクト」の応募についての案内をさせていただきます。なお、「大学発新産業創出拠点プロジェクト」への申請が可能な期間は、同プロジェクトの公募期間中とします。

15 「希望する」を選択した場合、不採択となった案件については、知財ファンドへの情報提供を行います。その後、知財ファンドの担当者からご連絡をさせて頂く場合があります。

16 研究段階でJSTによる助成金を利用している場合には、助成金の名称や金額について記入して下さい。

17 国際調査機関の否定的な見解が残る請求項は「権利化困難」との前提で審議が行われますので、ご注意ください。

18 「国際出願に対する意見」の有無は、次ページの【参考図】に示す欄でご確認下さい。

申請 添付書類 1

10. 原出願からの主な追加・修正事項 要記入: 電解受理

PCT 出願における原出願からの追加・修正の有無	追加修正あり
主な追加・修正事項 (必ずしも請求項単位ではなく、関連する事項はまとめて記載して構いません)	JST コメントに基づく変更はチェック
PCT 出願時に JST から指摘された先行文献を示し、それとの差異を明記した	<input checked="" type="checkbox"/>
JST の助言に基づいて実験データを追加し、適用するレーザに係わる請求項4から6を動した	<input checked="" type="checkbox"/>
明細書中の誤記を修正した(0012)「分工」→「分光」	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>
修正箇所が多い場合、又は複雑な場合などは、適宜、対比表等を追加資料として提出して下さい。	
追加資料の有無	なし
	追加資料ファイル名

11. 指定国移行『PCT 出願支援審議時の条件とその対応』 要記入: 電解受理

指定国移行における PCT 出願支援審議時の条件・要望事項の有無	条件・要望事項あり
条件・要望事項	その対応
先行技術との差異が明確になるよう、請求項を見直すこと。	請求項第●●●項について、先行技術●●●●の問題点である●●●●がクリアされる●●●●について追加修正を行った。
本発明の効果を確認して提示すること。	●●●を適用した場合の追加実験を行い、●●●●の条件の下、●●●●のデータを得た。
移行時までには提携先企業を探ること	提携企業を探し、●●●月より●●●社と共同研究を開始した。
該当箇所が多い場合、又は複雑な場合などは、適宜、対比表等を追加資料として提出して下さい。	
追加資料の有無	なし
	追加資料ファイル名

PCT 出願審査時の「条件」を満足していない場合、原則、継続移行審査は不採択となりますので、PCT 出願審査時の「審議結果報告」をご確認下さい。

19 継続支援の申請の場合、PCT 出願時に基礎出願の内容に追加・修正等を行っている時は「追加・修正あり」を選択し、主な追加・修正事項について、記入して下さい。

20 修正事項が多く書ききれない場合は、対比表などを追加資料として、別途提出して下さい。

21 継続支援の申請の場合、PCT 出願支援審査時に条件・要望事項が設定されている場合は、「条件・要望事項あり」を選択し、主な内容及び対応事項について記入して下さい。

【参考図】国際調査機関の見解書 第Ⅷ欄「国際出願に対する意見」は、以下の欄で確認して下さい

特許協力条約

発行人 日本国特許庁 (国際調査機関)

代理人 ○○ ○○

〒 ○○○○○○

〒 ○○○○○○

国際調査機関の見解書 (依頼行規則第 41 条の 2) (PCT 規則 43 の 2.1)

発出日 (西. 月. 年) 15. 06. 2006

出願人又は代理人の署名印 ○○○○○○

今後の手続については、下記を参照すること。

国際出願番号 PCT/JP2006/xxxxxx 国際出願日 (西. 月. 年) dd. mm. yyyy 優先日 (西. 月. 年) dd. mm. yyyy

国際特許分類 (1) PCT: Int. Cl. 6: B23P/00(2006.01), B02M/02(2006.01)

出願人 (氏名又は名称) ○○○○○○

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第 I 欄 見解の基礎
- 第 II 欄 優先権
- 第 III 欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不形成
- 第 IV 欄 発明の単一性の欠如
- 第 V 欄 PCT 規則 43 の 2.1(a) (b) に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性にそれらを裏付けるための文献の記載
- 第 VI 欄 ある種の引用文献
- 第 VII 欄 国際出願の不備
- 第 VIII 欄 国際出願に対する意見

2. 今後の手続

国際手続審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際手続審査機関を選択し

国際調査機関の見解書 国際出願番号 PCT/JP2006/xxxxxx

第 VIII 欄 国際出願に対する意見

請求の範囲 1 に記載される○○について、明細書において具体的に裏付けられているのは「△△」「□□」のみである。

「国際調査機関の見解書」の表紙で、この欄にチェックがある場合、同「見解書」に後出する第Ⅷ欄を確認して下さい